

傷害見舞金給付表

A 頭部損傷

1. 脳振盪(しんとう)/脳振盪の疑いで CT・MRI 検査を受け、かつ脳振盪/脳振盪の疑い報告書・復帰証明書を提出したもの (10 級)2 万円
2. 頭蓋骨骨折をしたもの (10 級)2 万円
3. 穿頭術、頭蓋骨形成術を受けたもの (6 級)10 万円
4. 頭蓋内血腫、脳挫傷が CT・MRI にて診断され、7 日以上入院したもの (9 級)3 万円
5. 頭蓋内血腫、脳挫傷が CT・MRI にて診断され、14 日以上入院したもの (8 級)5 万円
6. 頭蓋内血腫、脳挫傷などにより開頭術を受けたもの (4 級)30 万円
7. 鼓膜破裂で手術を受けたもの (10 級)2 万円
8. 下記(1)~(8)の障害を残すもの

- | | |
|---|-------------|
| (1) けいれん、めまい、及び頑固な頭痛などの神経症状が 60 日以上持続し
薬物を常用せざるを得ないもの | (6 級)10 万円 |
| (2) 複視、視野狭窄、難聴などの局所に頑固な神経症状が 60 日以上持続し
日常生活に不便を有するもの | (6 級)10 万円 |
| (3) 四肢のうち、いずれか 1 肢の運動麻痺が 60 日以上続くもの | (4 級)30 万円 |
| (4) " " 180 日以上続くもの | (3 級)50 万円 |
| (5) 半身、両上肢または両下肢の運動麻痺が 60 日以上続くもの | (3 級)50 万円 |
| (6) " " 180 日以上続くもの | (2 級)80 万円 |
| (7) 意識障害、四肢麻痺で 60 日以上寝たきりの状態のもの | (2 級)80 万円 |
| (8) " " 180 日以上寝たきりの状態のもの | (1 級)150 万円 |

(注) 障害を残すものは 1. ~7. の外傷に加算して給付される。障害については(1)~(7)の項で既に支給された金額を差し引いて支給する

B 顔面の損傷

1. 顔面骨
 - (1) 頬骨、頬骨弓、鼻骨骨折、眼窩底骨折したもの (11 級)1 万円
 - (2) 頬骨弓、鼻骨骨折で整復固定術を受けたもの(観血的含む) (10 級)2 万円
 - (3) 眼窩底骨折、頬骨骨折で観血的手術を受けたもの (9 級)3 万円
2. 上顎骨骨折
 - (1) 骨折したもの (11 級)1 万円
 - (2) 顎間固定を受けたもの (8 級)5 万円
 - (3) 観血的手術を受けたもの (8 級)5 万円
3. 下顎骨骨折
 - (1) 骨折したもの (11 級)1 万円
 - (2) 顎間固定を受けたもの (8 級)5 万円
 - (3) 観血的手術を受けたもの (8 級)5 万円
4. 眼の損傷
 - (1) 眼科にて手術を受けたもの (10 級)2 万円

- | | |
|---|-------------|
| (2) 網膜剥離で手術を受けたもの | (9 級)3 万円 |
| (3) 片眼の損傷で視力障害、複視、視野狭窄が 60 日以上続くもの | (6 級)10 万円 |
| (4) 両眼の損傷で視力障害、複視、視野狭窄が 60 日以上続き日常生活に不便を有するもの | (5 級)20 万円 |
| (5) 片眼が失明したもの | (3 級)50 万円 |
| (6) 両目が失明したもの | (1 級)150 万円 |

C 歯の損傷

- | | |
|--|------------|
| 1. 受傷した歯牙で抜髄または感染根管処置を行ったもの、
あるいは喪失、再植もしくは歯冠が 1 本人工歯にかわったもの | (11 級)1 万円 |
| 2. " 2 本 " | (10 級)2 万円 |
| 3. " 3 本 " | (9 級)3 万円 |
| 4. " 4 本 " | (8 級)5 万円 |
| 5. 歯数の多寡によらず暫間固定を受けたもの | (11 級)1 万円 |
- * マウスガード着用の場合給付金の100%支給 非着用は50%支給

D 脊椎の損傷

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1. 脊椎・脊髄損傷の疑いで CT・MRI 等の検査を受けたもの | (11 級)1 万円 |
| 2. 椎弓・棘突起・横突起を骨折したもの | (11 級)1 万円 |
| 3. 椎体骨折、椎間関節脱臼したもの | (10 級)2 万円 |
| 4. バーナーなど腕神経叢損傷で症状が 30 日以上続くもの | (9 級)3 万円 |
| 5. 頰椎・腰椎椎間板ヘルニア | |
| (1) 神経根症状が 30 日以上続くもの | (9 級)3 万円 |
| (2) 髄核摘出など手術を受けたもの | (9 級)3 万円 |
| (3) 固定手術を受けたもの | (8 級)5 万円 |
| 6. 骨折・脱臼により観血的整復固定手術を受けたもの | (8 級)5 万円 |

E 脊髄の損傷

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| 1. 脊髄を損傷し一過性の四肢の運動麻痺(中心性脊髄損傷など)のあったもの | (11 級)1 万円 |
| 2. 脊髄を損傷し四肢の運動麻痺を伴うもの | (6 級)10 万円 |
| 3. 手術を受けたもの | (6 級)10 万円 |
| 4. 脊髄損傷に伴う下記(1)～(7)の障害を残すもの | |

- | | |
|--|-------------|
| (1) けいれん、めまい及び頑固な頸項部痛・しびれ・頭痛などの症状が 60 日以上持続し
薬物を常用せざるをえないもの | (6 級)10 万円 |
| (2) 四肢のうち、いずれか 1 肢の運動麻痺が 60 日以上続くもの | (4 級)30 万円 |
| (3) " " 180 日以上続くもの | (3 級)50 万円 |
| (4) 半身、両上肢または両下肢の運動麻痺が 60 日以上続くもの | (3 級)50 万円 |
| (5) " " 180 日以上続くもの | (2 級)80 万円 |
| (6) 四肢麻痺で 60 日以上寝たきりの状態のもの | (2 級)80 万円 |
| (7) " 180 日以上寝たきりの状態のもの | (1 級)150 万円 |

(注) 障害を残すものは 1. ～3. の外傷に加算して給付される。障害については(1)～(7)の項で

既に支給された金額を差し引いて支給する

F 鎖骨骨折、肩甲骨骨折、肩鎖関節脱臼、胸鎖関節脱臼

1. 肩鎖関節、胸鎖関節を脱臼したもの (11 級)1 万円
2. 鎖骨、肩甲骨を骨折したもの (11 級)1 万円
3. 手術を受けたもの (9 級)3 万円

G 肩関節の損傷、肩関節脱臼

1. 脱臼したもの(習慣性を除く) (11 級)1 万円
2. 麻酔下で整復したもの (10 級)2 万円
3. 関節鏡検査の結果処置を受けたもの (10 級)2 万円
4. 修復・再建手術を受けたもの (9 級)3 万円

H 上腕の損傷

1. 骨折したもの (11 級)1 万円
2. 手術を受けたもの (9 級)3 万円
3. 神経麻痺が 90 日以上残ったもの (9 級)3 万円

I 肘関節の損傷

1. 骨折・脱臼・側副靭帯断裂したもの (11 級)1 万円
2. 手術を受けたもの (9 級)3 万円
3. 上腕切断術を受けたもの (3 級)50 万円
4. 神経麻痺が 90 日以上残ったもの (9 級)3 万円

J 前腕の損傷

1. 骨折したもの (11 級)1 万円
2. 手術を受けたもの (9 級)3 万円
3. 前腕切断術を受けたもの (4 級)30 万円

K 手の損傷

1. 手根骨、中手骨、指骨の骨折をしたもの (11 級)1 万円
2. 手根骨、中手骨、指骨の骨折で手術を受けたもの (10 級)2 万円
3. 何れかの指関節の脱臼・靭帯・腱損傷で手術を受けたもの (10 級)2 万円
4. 腱断裂で手術したもの(伸筋腱を除く) (9 級)3 万円

L 胸部の損傷

1. 二本以上の肋骨骨折、胸骨骨折したもの (11 級)1 万円
2. 肋骨骨折に気胸・血胸を合併したもの (10 級)2 万円
3. 気胸・血胸などを合併し開胸術を受けたもの (6 級)10 万円

M 腹部臓器、辜丸などの損傷

1. 通院治療をしたもの (11級)1万円
2. 5日以上入院加療をしたもの (10級)2万円
3. 血管塞栓術を受けたもの (9級)3万円
4. 腹部臓器の手術を受けたもの (8級)5万円
5. 臓器摘出術を受けたもの (6級)10万円
6. 辜丸の手術を受けたもの (9級)3万円
7. 辜丸の摘出手術を受けたもの (6級)10万円

N 骨盤・大腿部の損傷

1. 股関節脱臼を麻酔下で徒手整復を受けたもの (10級)2万円
2. 骨折したもの (11級)1万円
3. 大腿骨の手術を受けたもの (9級)3万円
4. 骨盤の手術を受けたもの (8級)5万円
5. 大腿切断術を受けたもの (3級)50万円

O 膝関節の損傷

1. 内側・外側側副靭帯、半月板、膝蓋腱を損傷したもの (11級)1万円
2. 前十字靭帯または後十字靭帯を損傷したもの (10級)2万円
3. 前十字と後十字靭帯との合併損傷をしたもの (9級)3万円
4. 関節鏡検査を受けたもの (11級)1万円
5. 半月板損傷で手術を受けたもの (10級)2万円
6. 半月板損傷と他の1つの靭帯損傷で手術を受けたもの (9級)3万円
7. 内側または外側側副靭帯損傷で手術を受けたもの (10級)2万円
8. 前十字靭帯あるいは後十字靭帯を損傷し手術を受けたもの (9級)3万円
9. 複合靭帯損傷で2つ以上の靭帯及び半月板の手術を受けたもの (8級)5万円

P 膝蓋骨の損傷

1. 骨折したもの (11級)1万円
2. 骨折・脱臼で手術を受けたもの (9級)3万円

Q 下腿の損傷

1. コンパートメント症候群で手術を受けたもの (10級)2万円
2. 腓骨骨折したもの(外果を除く) (11級)1万円
3. 腓骨骨折で手術を受けたもの(外果を除く) (9級)3万円
4. 脛骨骨折したもの(内果・後果を除く) (11級)1万円
5. 脛骨骨折で手術を受けたもの(内果・後果を除く) (9級)3万円
6. 下腿切断術を受けたもの (6級)30万円
7. アキレス腱断裂したもの (11級)1万円
8. アキレス腱断裂で手術を受けたもの (9級)3万円

9. 腓骨神経麻痺が 90 日以上続くもの (9 級)3 万円

R 足関節・足の損傷

1. 靭帯損傷で手術を受けたもの (10 級)2 万円
2. 内果・外果・後果を骨折したもの・骨端線離開したもの (11 級)1 万円
3. 内果・外果・後果骨折で手術を受けたもの (9 級)3 万円
4. 脱臼骨折で骨折、靭帯ともに手術を受けたもの (9 級)3 万円
5. 足根骨・中足骨、趾骨骨折したもの (11 級)1 万円
6. 足根骨・中足骨、趾骨骨折で手術を受けたもの (10 級)2 万円
7. 踵骨骨折したもの (10 級)2 万円
8. 踵骨骨折で手術を受けたもの (9 級)3 万円

S その他

1. 熱中症などの疾患で 15 日以上入院加療を受けたもの (6 級)10 万円
2. 心肺停止により AED を使用し蘇生処置を受けたもの (7 級)7 万円

T 死亡例 (特級)200 万円

【注】

- (1) 同一等級の重複傷害または障害を有するものは 1 級繰り上げる。
- (2) 異なる等級の重複傷害または障害を有するものは高位の等級とする。
- (3) 同一等級の重複の障害は 1 級を限度とする。
- (4) A 頭部外傷、E 脊髄の損傷で「障害を残すもの」は重複支給しない。
- (5) 同一疾患における分割手術または再手術は高位等級のもので 1 回給付のみとする。
- (6) 委員会で審査の結果、見舞金給付の対象外となったものは、5000 円を支給する。
- (7) 上記項目以外で見舞金給付に相当すると思われるものには三支部審査委員会で審査し日本協会へ報告する。

2009 年 4 月 三支部統一給付表新設

2011 年 4 月 改定

2013 年 4 月 改定

2015 年 4 月 改定

この給付表は、2019 年 4 月 1 日より施行する。